

印西市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

印西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

- ・ 国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得の見直し

【改正趣旨】

令和8年度税制大綱が閣議決定されたことに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月下旬に公布予定となっており、本市でも国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得について、所要の改正を行います。

【改正内容】

①保険税課税限度額の引き上げ

保険税にはそれぞれの区分ごとその上限である「課税限度額」が設けられています。中間所得層の負担緩和と保険税負担の公平性の確保を図る目的として、課税限度額が以下のように変わります。

	(改正前)	(改正後)
基礎分（医療分）	66万円	⇒ 67万円 1万円引き上げ
後期高齢者支援金等分	26万円	⇒ 26万円
介護納付金分	17万円	⇒ 17万円
合 計	109万円	⇒ 110万円 1万円引き上げ
子ども・子育て支援納付金分		3万円（令和8年度から追加される）

印西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

②低所得者に対する保険税5割軽減・2割軽減判定所得の見直し

世帯の所得が一定基準額以下の場合に、基準額に応じて保険税均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。そのうちの5割と2割軽減の基準となる軽減判定所得額の計算方法が以下のように変わります。

5割軽減

（改正前）基礎控除額（43万円）＋30万5千円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

（改正後）基礎控除額（43万円）＋31万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

5千円の引き上げ

2割軽減

（改正前）基礎控除額（43万円）＋56万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

（改正後）基礎控除額（43万円）＋57万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

1万円の引き上げ

【施行期日】 令和8年4月1日